

■用語の定義

<水郷（すいきょう）>

本市は「水郷柳川（すいごうやながわ）」として広く知られる都市である。名勝指定にあたり「水郷柳河（すいきょうやながわ）」の名称を用いた理由は、白秋の第二詩集『思ひ出』及び『水の構圖』における白秋自身の言葉に拠ったためである。殊に水郷（すいきょう）の読みは、白秋が『思ひ出』をローマ字表記し出版した『OMOIDE』に求めた。

<柳河／柳川>

本市の名称は「柳川市」であり、本書においては特別な理由がない限り「柳川」を用いる。「柳川」と「柳河」の表記は、ともに安土桃山時代・江戸時代を通して使用されていたが、明治期の廃藩置県時に現在の「柳河地区」が「柳河町」と表記されたことから、当時の地名を残す「柳河小学校」「柳河公民館」等は「柳河」を用いる。

白秋の詩作においても「柳河」が用いられたことから、名勝の指定名称には固有名詞としての「水郷柳河（すいきょうやながわ）」を用いている。

上記を踏まえ、本書では主として名勝の固有名詞としての「水郷柳河（すいきょうやながわ）」を用い、都市全体を指す一般名詞としての「水郷柳川（すいごうやながわ）」と呼び分けることとする。

また、名勝指定地及び現在の「柳河地区」を指す場合には「柳河」を、市域及び現在の市街地の全域を指す場合には「柳川」を、それぞれ用いることとした。

<指定地／構成要素・諸要素>

名勝水郷柳河は、掘割・北原白秋生家・三柱神社・並倉・沖端水天宮の5つからなり、本書では、それぞれを「指定地」と呼ぶこととした。

また、「指定地」内に存在し、名勝の本質的価値を表す汲水場・護岸等の要素を「構成要素」、同じく「指定地」内のその他の要素を「諸要素」と呼称することとした。

<保護／保存／保全>

本書において「保護」と記述する場合には、文化財保護法第一条に規定する「保存」と「活用」の両側面が、ともに偏ることなく調和的に維持されている状態を指す。

また、「保存」と記述する場合には、構成要素を安定的かつ安全な状態で維持し、風致景観を支える審美性及び機能性を維持していくための措置を指す。

さらに本書では、「保全」を「場所の安定性・安全性を持続的に維持するために実施する措置」を総称する用語として用いた。「保全」には、上記した「保存」の措置のみならず、人々の暮らし・生業、人命が快適かつ安全な状態を維持するために指定地内とその周辺において実施する措置の全てを含む。その場合、両者が相互に矛盾するのではなく、調和的に捉える視点が重要である。

以上のような定義の下に、本書においては、特に「指定地」の周辺環境及び景観に関して「保全」の用語を用いている。